

■心身障がい者福祉

③日常生活用具給付事業

障がい者（児）が日常生活を自立した生活を支援します。

①障害福祉サービス

内容 居宅介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、グループホームなどの居宅生活や障害者更生施設などへの入所・通所の支援
条件 身体・知的・精神障がい者（児）で支援が必要なたる者
料金 原則サービス料の一割

条件 障害者手帳所有のかた
利用 ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など。
料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

②補装具費支給事業

料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担
※ただし課税・収入状況などに応じ減免制度があります。

条件 身体・知的・精神障がい者（児）の身体機能を補完・代替するものを装着することにより、自立した生活を支援します。

条件 身体障害者手帳所有者で、障がいにより必要なたる者
利用 必要な補装具を支給
料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

④地域生活支援事業

内容 障がい者の地域で自立した生活を支援します。

条件 障害者相談支援事業（無料）、日中一時支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、成年後見制度利用支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業など。

料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

条件 身体・知的・精神障がい者（児）で支援が必要なかた
料金 原則サービス料の一割負担と食費などの実費負担

条件 障害者手帳所有のかた
利用 ストマ、おむつなどの給付、便器、手すり、住宅改修費給付など。
料金 原則経費の1割負担
※ただし、課税・収入状況に応じて負担上限があります。

条件 タクシー等利用券を交付し

条件 身体障害者手帳所有のかた
利用 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

条件 身体障害者手帳所有のかた
利用 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

条件 身体障害者手帳1～3級のかた（ただし、下肢機能障害は1～4級のかた）
・療育手帳A、Bのかた
・精神障害者保健福祉手帳1～2級のかた

条件 身体障害者手帳所有のかた
利用 年間福祉タクシー券（600円12枚綴）を1冊交付。腎臓障害で透析のため通院のかたは2冊。

条件 自立支援医療費を支給し、福祉の増進を図ります。

条件 更生病療・精神通院医療の対象疾病を有するかたで、一定所得未満のかた

条件 医療保険の個人負担分の一部を給付（課税・収入状況などに応じて給付額が異なります）

条件 在宅酸素療法を必要とするかたに、酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。

条件 呼吸器機能障害で身体障害者手帳3～5級所有の在宅酸素療法を行っているかた。

条件 精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とするかたに手当を支給します。

条件 病院などに3カ月以上入院、または施設に入所してないかた、本人及び扶養義務者

⑦人工透析患者通院交通費助成事業

条件 身体・知的・精神障がい者やご家族の悩みや相談に対する専門的な職員が相談を受け、そのかたにあつた支援を行います。生

内容 障がい者の自立した生活を支援するため、相談業務を委託しています。

条件 身体障害者手帳所有のかた
利用 人工透析療法を受けるための通院交通費の助成を行います。

給付 20歳以上2万6340円
20歳未満1万4330円
年4回支給（月額）

給付 20歳以上2万6340円
20歳未満1万4330円
年4回支給（月額）